

平成28年  
1月から

# 徳島県 指定NPO法人制度が 始まりました



## 指定NPO法人になるための手続

### 事前相談

指定の申出をするときは、申出前に事前にご相談ください。  
**相談窓口** 徳島県生活環境部生活環境政策課共助社会推進担当  
徳島市万代町1丁目1番地 TEL 088-621-2023(直通)  
月曜日～金曜日(年末年始・祝日を除く) 8:30～17:15



### 指定の申出書の提出

事前相談を経て、申出書を作成し、県の窓口に提出してください。

### 審査と実態確認

提出書類の審査には2～3か月程度かかります。  
また、審査にあたっては、聞き取り調査や法人事務所での実態確認を行いますので、ご協力ください。  
実態確認のあと、審査会(第三者機関)による審査を受けます。

### 条例手続

審査の結果、基準に適合すると認められた場合は、県の条例で個別に指定するための手続が開始されます。  
条例指定の手続は、県議会の開催時期に従って行います。



### 指 定

条例が県議会で可決され、公布・施行された日から指定の効力が生じます。  
**認定をお考えの法人は、事業年度終了後、早めにご相談ください。**

指定時期の目安	
申出をする時期	指定を受ける時期
2月15日まで	同年 7月中旬
5月15日まで	同年10月中旬
7月15日まで	同年12月下旬
10月15日まで	翌年 3月下旬

### 更 新

指定の有効期間は5年間です。  
更新の申出は、指定の有効期間の終了する9ヶ月前から6ヶ月前までに申出書等を県の窓口に提出してください。



指定NPO法人制度の詳細については、徳島県HPへ

### 徳島県指定NPO法人制度とは

徳島県が定めた基準に適合したNPO法人を条例で指定することで、指定されたNPO法人(以下「指定NPO法人」といいます。)に対して寄附をした県民の皆さんが個人県民税の税額控除等を受けられる制度です。

### 指定NPO法人になると

**1 県民から法人への寄附の促進が期待されます。**  
指定NPO法人に寄附をした県民の皆さんが市町村の税務担当課へ申告を行うと、個人県民税の税額控除が受けられます。

**寄附金控除の例**

■徳島県の指定NPO法人に「1万円」の寄附をした場合・・・  
個人県民税の控除金額(10,000円-2,000円)×4%=320円  
(概算で計算した事例ですので、実際の控除額とは異なる場合があります。)

**2 認定NPO法人への近道になります。**  
指定NPO法人になると、認定NPO法人になるための要件をすべて満たすこととなります。  
認定NPO法人になると、所得税の寄附金控除対象となるほか、法人税や相続税に関する優遇措置も受けられます。



- 認定NPO法人になると**
- 1 寄附金を集めやすくなります!
  - 2 社会的信頼性が向上します!
  - 3 内部管理がしっかりします!
  - 4 スタッフの意識が向上します!
  - 5 情報公開が強化され、団体の透明性が向上します!

徳島県生活環境部生活環境政策課共助社会推進担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地  
TEL:088-621-2023 FAX:088-621-2758  
e-mail: seikatsukankyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp



徳島県